



企業が農業に参入する効果

1 企業のメリット

(1) 労働力の有効活用

新たに農業参入することにより自社経営の多角化や雇用の安定化につながります。

例えば、建設業者が水稻の農作業を請け負ったり、ブランド米の安定生産供給に取り組んだりすることで、地域活性化につながります。また、兼業農家の社員がいれば、既に習得している農業技術等のノウハウや個人所有の農業機械を活用することができます。

(2) 企業の特徴を活かした商品化

使用資材・栽培方法にこだわる自社農産物を自社商品の原材料に使用すれば、販売先に応じた商品化や特徴を最大限に活かした差別化ができます。

例えば、食品残さを肥料化して循環型農業を実践して、安全・安心で新鮮な野菜を生産・加工することで、営業部門を活用した契約販売や自社商品としての販売等ができます。

(3) 企業イメージの向上

顧客満足度の向上や農村地域の活性化、農業・農村環境の保全を考慮する企業として従来の顧客や地域の住民から評価されます。

例えば、食品加工・製造販売をする企業が、自ら農業生産や原料確保を行うことで、商品のイメージ向上にもつながります。また、地域と連携する中で、耕作放棄地を解消して農業生産を行ったり、里山や棚田等の保全活動等に機械や労力、ノウハウを提供したり、伝統芸能の継承や復活に関わったりすることで、社会貢献にもつながります。

2 受入地域のメリット

(1) 農地の有効活用

農業の担い手が不足している地域においては、企業を新たな農業の担い手として受け入れることによって、地域農業の持続的な発展を図ることができます。また、地域の担い手による耕作が困難となった遊休農地の活用が期待されます。

(2) 地域の活性化

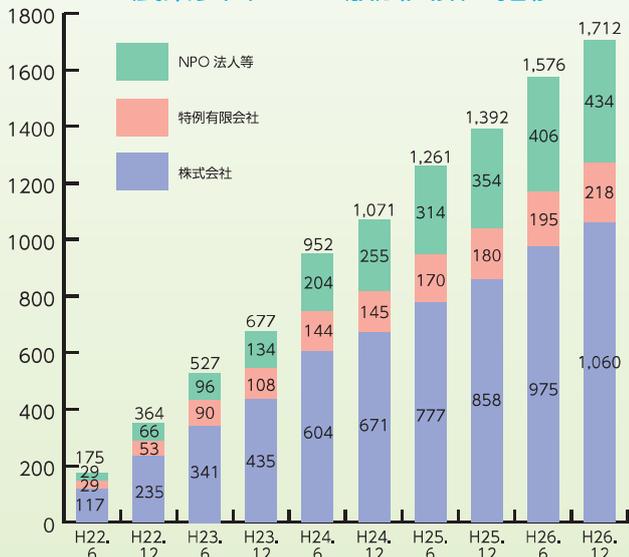
企業による新たな事業の展開、地域との交流などによって、その地域の活性化が図られます。また、企業が農業で必要となる労働力を参入地域に求める場合、新たな雇用が発生します。



参入法人に関する全国の状況

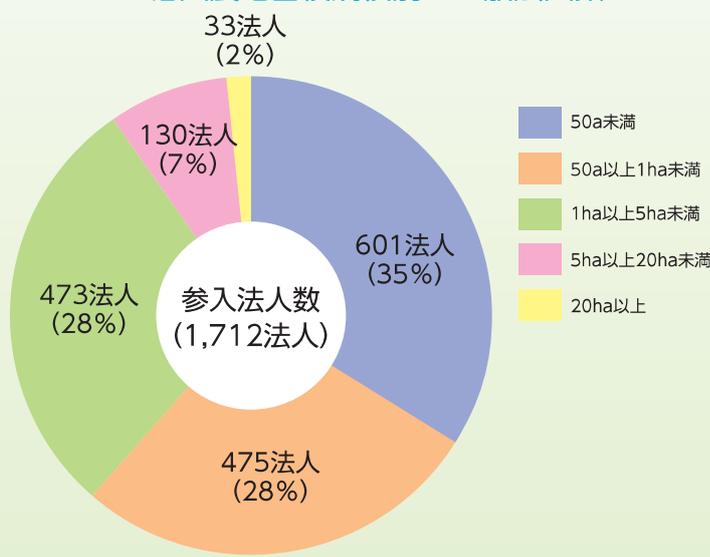
(解除条件付貸借による参入)

農業参入した一般法人数の推移



農林水産省経営局調べ(平成26年12月末時点)

借入農地面積規模別の一般法人数



農林水産省経営局調べ(平成26年12月末時点)